

(3)保存管理計画

個別構成要素に係る保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況

(ア) 策定の状況

文化遺産を構成する資産は、(A)保存管理計画を定める指定文化財2件と、(B)定めていない指定文化財30件、(C)未指定の資産13件に大別できる。

(A) 保存管理計画を定める指定文化財：2件

国指定文化財2件が該当する。28「白山平泉寺旧境内」は、200haに及ぶ広大な史跡であり、その一部をなす29「旧玄成院庭園」とともに、平成9年度に保存管理計画を策定している。現在、この計画の基本方針や取り扱い基準に従い、適切な保護・管理及び活用を進めている。

(B) 保存管理計画を定めていない指定文化財：30件

国指定文化財15件、県指定文化財12件、市指定文化財3件が該当する。

現在、これらの資産は、文化財保護法、県または市・村の定める文化財保護条例に基づき、き損、現状変更や保存に影響を及ぼす行為に対して、個別案件ごとに本質的価値を保全するための許可制による行為規制を行っている。さらに、2、4、7~9、14の資産は国立公園地区、5、11、12、27、41の資産は県立自然公園区域にあり、それぞれ法または条例に基づく行為規制が加わる。

また、資産を所管する県及び市・村は、定期的に現状確認の調査を実施するとともに、その本質的価値を保全する目的で修理・整備等に対して支援を行っている。

(C) 未指定の資産：13件

1、13、42~45については、自然公園法の定める白山国立公園特別保護地区内にあり、景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為に対して強い規制が行われている。

20~22については、白山市が白峰地区を都市再生整備計画区域として伝統的街並み保全と良好な住環境の形成を進めている。30「長滝白山神社・長瀧寺境内の景観」については、両社寺合せて、国指定文化財11件等、数多くの文化財を有し、これらの収蔵・公開を図る宝物殿や、隣接した白山文化博物館の設置等、白山に係る文化財の適正な保護・管理及び活用、研究に努めている。

(イ) 今後の方針

個別資産の保存管理計画については、所管する県及び市・村において、今後策定する総括的保存管理計画の基本方針と方法に基づき、地元住民、関係団体、関係機関等の理解と協力を得て、下記のとおり計画的に策定または見直しを進めることとする。

(A)について： 必要に応じて保存管理計画の見直しを図るとともに、適切な保護・管理等を確実にする保護体制等を維持していく。

(B)について： 資産を所管する県及び市・村が、必要に応じて文化財価値を明らかとする学術調査と、文化財指定・選定等による一層の適切な保護・管理の促進を図るとともに、周辺環境を含めた保存管理計画の策定を計画的に進めるものとする。

(C)について： 資産を所管する県及び市・村が、保存管理計画策定の前提となる文化財価値を明らかとする学術調査や、一体的かつ適切に保護・管理を図るべき周辺環境を含めた範囲の確定、また文化財指定・選定等による確実な保護施策の実施等を計画的に進めることとする。